

福祉人材確保に向けた施策の充実を求める意見書

今、高齢者・障がい者分野を中心に福祉施設では職員が定着せず、人材確保が極めて困難になっている。中央福祉人材センターの統計によると、都内における福祉分野の有効求人倍率は2003年度には0.62倍だったのに対し、2006年11月には4.72倍に悪化している。介護報酬などの切り下げや措置費・運営費の見通しの厳しさが大きく影響し、新聞では「官製ワーキングプア」と見出しが打たれ、テレビ番組でも都内の「介護の人材が逃げていく」実態が報道されている。賃金水準が低く、労働条件が厳しいために、人材確保がままならないのである。

2006年11月に東京都社会福祉協議会が民間社会福祉施設を対象に実施した現況調査でも、特別養護老人ホームの90%、知的障がい者施設の59%が「職員の確保が困難」と答えるなど、危機に瀕している。東京都福祉人材センターも「高齢分野の介護意識において顕著ですが、保育士等の児童分野の人材不足も時間の問題ではないかと思える兆候がある」としている。さらに、福祉を支える人材は、メンタルシック（心の病）など病気休業者の増加、児童養護施設の職員自身の子育て困難、施設によっては自費での感染症対策を余儀なくされるなど、抱える矛盾は膨らむばかりである。

本市でも、福祉施設の分野では、職員の募集をかけたも応募がないことや、長く続けてもらえない状況がある。また、少ない職員で施設を運営しているため、多忙な業務のため、メンタルシックなどにかかり病気休業する方もいる状況である。

さて、昨年8月に14年ぶりに改定された国の福祉人材確保指針が告示された。審議委員の議論やパブリックコメントで寄せられた声が反映され、新指針では「労働環境の改善」が大きく打ち出された。自治体の役割としても、福祉人材の給与等の水準把握、労働時間の短縮の推進などが挙げられている。この新指針を国や自治体、福祉関係者が力を合わせて実効あるものにしていく必要がある。

福祉人材の確保に当たっては、賃金・労働条件の向上と職員配置基準の見直しが必要である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、福祉人材確保に向けた施策の充実を求め、下記の事項について要望する。

記

- 1 福祉人材の賃金・労働条件の向上、職員配置基準の改善をすること。
- 2 職員の賃金・労働条件の向上、職員配置基準等の改善をし、福祉人材を確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

三鷹市議会議長 石 井 良 司